

おしらせ版

募集

くまもと里モンプロジェクト推進事業募集

県では、美しい景観づくり等の地域活動が県内各地で積極的に実施されるよう、活動の立ち上げ支援を目的とした補助事業を実施しています。

▼募集期間

4月1日(水)～14日(火)

※6月末までに開始する取組み

▼2次申請

4月15日(水)～30日(木)

※7月以降に開始する取組み

▼補助対象

①美しい景観の保全、創造
景観の保全、農地・草原の保全、その他農山漁村における景観の保全、創造に資する活動

②文化・コミュニティの維持、創造
観光・福祉・環境・教育分野との連携、歴史・文化分野との連携、コミュニティの支援、その他農林水産以外の分野と連携した活動

③地域の資源を活用した内発的産業の創造
特産品開発、6次産業化、都市農村交流再生可能エネルギーの活用、その他農山漁村における内発的産業の創造に資する活動

▼事業実施者
任意の活動組織、NPO法人、各種団体等

▼補助額
1テーマにつき50万円まで
※複数テーマ選択可、1団体当たり上限100万円

▼問い合わせ先
農林振興課(72-1136)

清和総合支所産業振興課(82-2111)

蘇陽総合支所産業振興課(83-1111)

相談窓口

年金相談

4月の年金相談は次のとおりです。ご希望の方は事前に予約をお願いします。

▼期日
4月10日(金)

▼場所
矢部高齢者生産活動センター

▼申込・問い合わせ先
熊本東年金事務所
(096-367-2503)

【健康福祉課(72-1229)】

文化美術展の開催

町老連矢部支部では、4月1日より高齢者生産活動センターにおいて、老人会の会員による文化美術展を開催いたします。展示品は書道・絵画・手芸・写真・押し花・ちぎり絵・古文書・短歌・陶器・ひょうたん・生花などです。丹精こめられた作品を見ていただければ、出展者の喜びにつながります。多くの方のご来場をお待ちしています。

▼開催時間
午前9時～午後4時

※月曜日(金曜日)

▼出展者
八田豊久、大和教子

▼写真

「広報やまと」発行日の変更について

これまで、月2回ある区長配送日の2回目に発行していた「広報やまと」を、新年度から1回目発行に変更します。それにより、4月はお知らせ版を2回発行し、次号(5月号)は5月13日に発行となります。

▼今後の発行日(予定)

▼平成27年

5月13日、6月10日、7月8日、8月12日、9月9日、10月14日、11月11日、12月9日、

▼平成28年
1月13日、2月10日、3月9日、4月13日

▼問い合わせ先
企画政策課(72-1214)

固定資産縦覧帳簿の縦覧

固定資産縦覧帳簿の縦覧は、納税者の方が縦覧帳簿(土地価格・家屋価格など)を縦覧し、ほかの土地や家屋の価格(評価額)と比較して、自己の土地や家屋の評価額が適正かどうかを確認することができる制度です。ただし、土地のみを所有している人は土地のみ、家屋のみを所有している人は家屋のみ、両方を所有している人は両方を縦覧することができます。縦覧できる情報は、次の通りです。縦覧できる情報は、次の通りです。

▼土地
所在・地番・地目・地積・価格

▼家屋
所在・種類・構造・床面積・価格

▼対象者
固定資産税の納税者、納税管理人

▼必要書類
納税者・納税管理人本人と確認できるもの(運転免許証等)、本人以外の場合は、委任状が必要

お知らせ

子ども医療費助成制度が変更

4月1日診療分より子ども医療費助成制度が変更になります。町内医療機関において、全保険での現物給付が可能となります。現物給付方式とは保険診療の対象となる治療をお金を支払うことなく受けることを言います。町外の対象医療機関もあります。受診する際は次のものを必ず提示してください。

▼対象年齢
満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(高校卒業相当)

▼必要なもの
健康保険証、子ども医療費受給資格者証

※提示しない場合は、現物給付は受けられません。

▼対象保険
全保険

▼町外での対象医療機関
大久保耳鼻科、さかた耳鼻科、のぐち皮膚科、御船薬局、かしま調剤薬局

▼窓口支払の場合
次の場合、医療機関等での窓口払いが必要です。

・前述以外の町外の医療機関等にかかった場合

・保険診療の一部負担金が1医療機関等で1ヶ月21,000円を超えた場合

・医療機関窓口で、保険証と受給者証の提示がない場合

※窓口払いの場合は、受診日の翌月から6ヶ月以内に「医療費助成申請書」に領収書を添えて健康福祉課に申請してください

▼注意事項
3月に新しい受給資格者証(浅黄色)を送付いたします。現在お持ちの中学生以下の受給資格者証(緑色・黄色)は使用できなくなります。

【健康福祉課(72-1229)】

子ども医療費助成制度が変更

▼次の場合は縦覧できません。
・山都町に固定資産を所有していない方
・資産を所有して固定資産税が課税されていない方
・縦覧制度の趣旨以外の目的で縦覧する場合

▼場所
税務住民課または各総合支所

▼期間
4月1日～6月30日

午前8時30分～午後5時15分(期間中の土、日、祝日を除く)

▼問い合わせ先
税務住民課(72-1128)

固定資産課税台帳閲覧課税台帳記載事項証明

納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を確認することができます。また、借地人、借家人の方も該当資産の閲覧ができます。ただし、有料となります。

▼対象者
固定資産税の納税義務者、納税管理人、借地人、借家人、賦課期日以降に資産を取得した人、固定資産の処分をする権利を有する管理人等

(以上の方の代理人は委任状が必要です)

▼必要書類
対象者本人と確認できるもの(運転免許証等)、借地人、借家人は賃貸借契約書、賦課期日以降に資産を取得した人は登記簿記載または契約書、財産管理人はそれを証する書類等

▼場所
税務住民課または各総合支所

▼問い合わせ先
税務住民課(72-1128)

山都ふれあいバスの時刻を変更します

4月1日から山都ふれあいバスの路線について運行時刻、路線の一部など変更があります。ご利用の際は、ご注意ください。

▼主な変更内容

○運行時刻

○路線の一部を見直し
葛原線、瀬峰線、御所線、福良線、郷野原線、日名田線、柳線

○フリー降車区間を新たに追加しました。

目丸線、小柏原線、郷野原線、木原谷線、花上線、長崎線

▼注意事項

○変更の詳しい内容は、バス車内で配布する新しい時刻表をご覧ください。ただ、問い合わせ先またはバス乗務員にお尋ねください。

○小中学生の利用に係る変更については、各学校を通じてお知らせします。

▼問い合わせ先
企画政策課
(72-1214)



山都ふれあいバス